

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

観光課

法令名	旅行業法		法令番号	昭和27年法律239号	
手続名	旅行サービス手配業の登録		根拠条項	第23条	
審査基準	旅行業法第24条、第25条及び第26条並びに旅行業法施行規則第42条及び第43条による。				
受付機関	観光課	処理機関	観光課	交付機関	観光課
			標準処理期間	60日	目次
			標準経由期間	日	No.